

(別紙第3)
保全処分一覧表

保全処分	本案	申立権者	手数料 (円)	即時抗告	新法等(※1)	旧法、旧規則等 (※2)
財産の管理者の選任等の申立て	後見開始	職権、事件の関係人	不要	×	126 I	規23 I
	保佐開始	職権、事件の関係人			134 I, 126	規30 I
	補助開始	職権、事件の関係人			143 I, 126	規30の8 I
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更	職権、事件の関係人			158 I	規47, 106 I, 23 I
	共有財産の分割	一		—	(独立にはできず、財産管理者変更の審判に附帯して行われる。)	規48 III, 106 I, 23 I
	遺産の分割	職権、事件の関係人		×	200 I	規106 I, 23 I
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	職権、事件の関係人			242 III, 158 I	特規25、規47, 48 III, 106 I, 23 I
	後見開始	本案審判の申立人	不要	×	126 II	規23 II
	保佐開始	本案審判の申立人			134 II	規30 II
	補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定め	本案審判の申立人			143 II	規30の8 II
親権者等の権限執行停止の申立て	成年後見人解任	職権、本案審判の申立人	○	○	127 I	規86, 74 I
	成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			127 V, 127 I	規92 II, 74 I
	保佐人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93 III, 74 I
	保佐監督人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93 III, 74 I
	補助人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93 III, 74 I
	補助監督人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93 III, 74 I
	特別養子縁組の成立	本案審判の申立人			166 I	規64の5 I
	特別養子縁組の離縁	本案審判の申立人			166 V, 166 I	規64の12, 64の5 I
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失	本案審判の申立人			174 I	規74 I
	親権者指定	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 III	規70, 74 I
	親権者変更	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 III	規72, 74 I
	未成年後見人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規86, 74 I
	未成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規92 II, 74 I
	遺言執行者の解任	本案審判の申立人			215 I	規126 I, 74 I
	任意後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			225 I, 127 I	特規3の9 III, 規74 I
	任意後見人解任	職権、本案審判の申立人			225 II, 127 I	特規3の10, 規74 I
	親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失	本案審判の申立人			242 III, 174 I	特規27, 規74 I

保全処分	本案	申立権者	手数料 (円)	即時抗告	新法等(※1)	旧法、旧規則等 (※2)
親権者等の職務代行者選任の申立て	成年後見人解任	職権、本案審判の申立人	不要	×	127 I	規86, 74 I
	成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			127 V, 127 I	規92 II, 74 I
	保佐人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93 III, 74 I
	保佐監督人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93 III, 74 I
	補助人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93 III, 74 I
	補助監督人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93 III, 74 I
	特別養子縁組の成立	本案審判の申立人			166 I	規64の5 I
	特別養子縁組の離縁	本案審判の申立人			166 V, 166 I	規64の12, 64の5 I
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失	本案審判の申立人			174 I	規74 I
	親権者の指定	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 III	規70, 74 I
	親権者の変更	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 III	規72, 74 I
	未成年後見人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規86, 74 I
	未成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規92 II, 74 I
	遺言執行者の解任	本案審判の申立人			215 I	規126 I, 74 I
	任意後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			225 I, 127 I	特規3の9 III, 規74 I
	親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失	本案審判の申立人			242 III, 174 I	特規27, 規74 I
仮差押え・仮処分その他の保全処分の申立て	子の監護に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)	1000	○	157 I ③	規52の2, 61
	夫婦間の協力扶助に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			157 I ①	規46, 95, 52の2
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	本案審判の申立人又は夫婦の他の一方			158 II	規47, 106 I, 52の2
	共有財産分割	—			(独立にはできず、財産管理者変更の審判に付隨して行われる。)	規48 III, 106 I, 52の2
	婚姻費用の分担に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			157 I ②	規51, 52の2
	財産の分与に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			157 I ④	規56, 52の2
	親権者の指定	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 I	規70, 52の2
	親権者の変更	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 I	規72, 52の2
	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			187 ①	規95, 52の2
	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			187 ②	規95, 52の2
	遺産の分割	本案審判又は本案調停の申立人又は相手方(※3)			200 II	規106 I, 52の2
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	本案審判の申立人又は夫婦の他の一方			242 III, 158 II	特規25, 規47, 106 I

保全処分	本案	申立権者	手数料 (円)	即時抗告	新法等(※1)	旧法、旧規則等 (※2)
養子となるべき者の監護者選任の申立て	特別養子縁組の成立	本審査判の申立人	不要	○	166 I	規64の5 I
児童との面会又は通信の制限の申立て	都道府県に措置についての承認	本審査判の申立人	不要	○	239	特規18の2
即時抗告が提起された場合における審査前の保全処分の執行停止の申立て又は執行処分の取消しの申立て	即時抗告	即時抗告提起人	500	×	111	規15の3Ⅲ
審査前の保全処分の取消しの申立て	—	職権、本案の認容審査に対して即時抗告権を有する者	不要	○(※4)	112 I	規15の4 I
審査前の保全処分を取り消す審査における原状回復の申立て	—	保全処分の債務者	不要	○(※5)	115、民保33	法15の3Ⅶ、民保33
財産の管理者の権限外行為の許可の申立て	後見開始	財産の管理者	不要	×	126Ⅳ、民28	法15の3 I 法16、民28
	保佐開始	財産の管理者			134VI、民法28	
	補助開始	財産の管理者			143VI、民法28	
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更	財産の管理者			158III、民法28	
	共有財産の分割	財産の管理者			独立した申立ては不可	
	遺産の分割	財産の管理者			200III、民法28	
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	財産の管理者			242III、158III、民法28	
財産の管理者に対する報酬付与の申立て	後見開始	財産の管理者	不要	×	126Ⅳ、民法29II	法15の3 I、法16、民29II
	保佐開始	財産の管理者			134VI、民法29II	
	補助開始	財産の管理者			143VI、民法29II	
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更	財産の管理者			158III、民法29II	
	共有財産の分割	—			独立した申立ては不可	
	遺産の分割	財産の管理者			200III、民法29II	
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	財産の管理者			242III、158III、民法29II	

※1 「民法」は民法、「民保」は民事保全法。いずれも記載がないものは家事事件手続法を示す。

※2 「規」は家事審査規則、「特規」は特別家事審査規則、「法」は家事審査法、「民法」は民法、「民保」は民事保全法を示す。

※3 旧法下における申立権者は、本審査判の申立人(又は相手方)のみであり、本協調停の申立人(又は相手方)は含まれない。

※4 110条第1項各号に掲げる保全処分に関するものを除く。

※5 原状回復の裁判に対する不服を理由としてその本体である審査前の保全処分を取り消す裁判に対し、即時抗告をすることができる。